

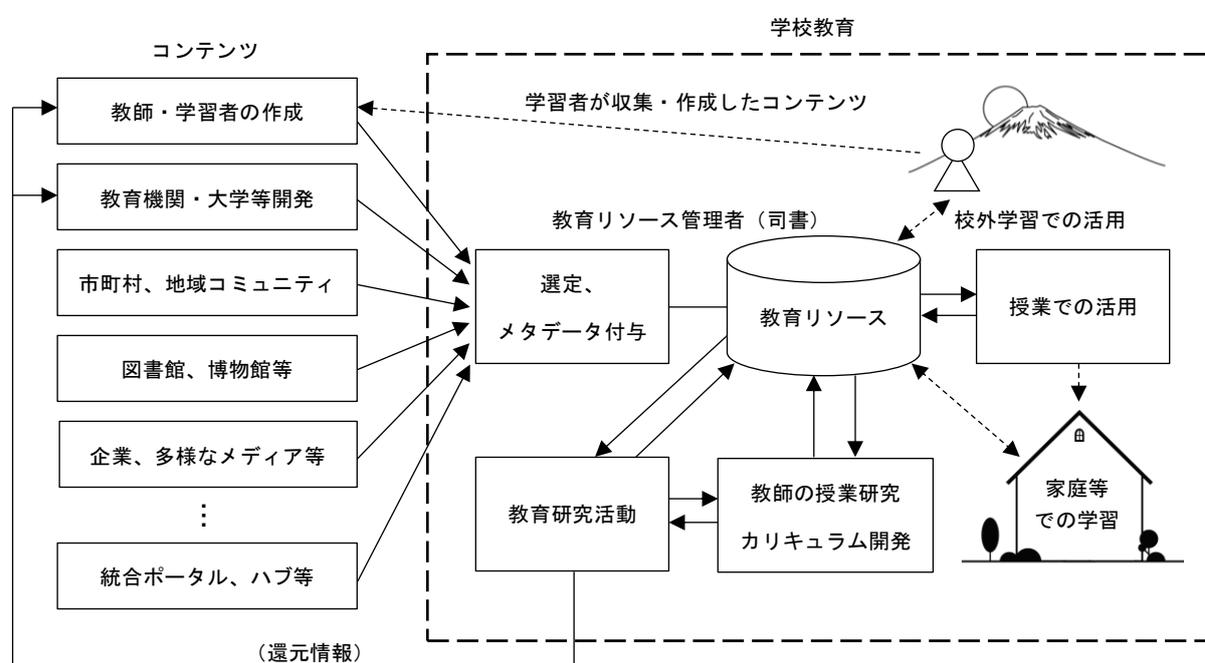
(注) この他に「プリントアウト・コピー・無料配布」OK マーク、「障害者のための非営利目的利用」OK マークがある。

一般的なパブリックドメインツール、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CC ライセンス) と違い、学校教育に限定しているが、学校教育にとって、協力者が多くなれば大変役立つ。

また、最近 (2020 年) になり、SARTRAS (一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会) による授業での著作物等の特定の分野について、活用が有料で認められる状況になった。

教育リソースの収集・管理・活用と教育リソース管理者

教育リソースの収集は、現在、多様な方法で進められ、時には学習者の作成したコンテンツも整理・保管されている。また、GIGA スクール構想等により学校教育全域で教育リソースの図のような活用が進みだすと考えられる。



教育リソースの収集と学校教育での活用

教育リソースに関する学校図書館法と同様な法律の必要性

教育リソースは、図書と同様に今後、学校教育の基礎資料として、教育での保管、利活用の推進を図る必要がある。このため、学校図書に図書館や司書、学校図書館法があるのと同様に、教育リソースの収集・管理施設や教育リソース管理者 (司書)、教育リソース利活用の推進のための) に関する法律の整備をすべきである。